

岡崎市公契約条例説明会資料（欠席された方）

公契約条例は、公契約に関する品質確保と労働環境の向上などを目的とする条例です。労働環境の向上は、労働力不足の解消以外にも、企業の経営が安定することにつながります。

岡崎市ホームページ(事業者の方へ>入札・契約・公共工事に関する情報>入札契約の広場>岡崎市公契約条例について)に詳細な資料を掲載しています。御参照ください。

1 公契約条例（2ページ）

公契約条例は、より良い労働環境の向上を目指し、多彩な人材が確保されることなどを願い制定されました。条例の主な内容は次のとおりです。

- ①地域経済の活性化のため、公契約はできるだけ市内の事業者の方に実施
- ②下請負者の選定又は資材の調達も、市内の事業者を活用
- ③労働環境の向上と安全対策の徹底、公共事業の品質向上
- ④労働環境報告書の提出

※①、②は、強制ではありません。実情に応じて、市外の事業者の方に発注可能です。

2 労働環境報告書（4ページ）

労働環境報告書は、各事業者の方から岡崎市に提出していただきます。各事業者が労働関係の法律についてどのように対応しているかを示した書類です。現場事務所や控室等に掲示されていますので、御確認ください。

3 労働環境報告書に係る申出書（5ページ）

自社の労働環境報告書に書いてあることが、実際の労働環境と違う場合に、市に対して提出していただく申出書です。申出書を提出していただくと、対象となる企業に市でヒアリング等の調査を行います。調査の結果、問題があれば、改善提案もしくは労働基準監督署に通報します。申出書を提出した方の秘密は守られます。また、仮に各社が自社調査により特定したとしても、申出書の提出者に対して不利益な取扱いをすることは、禁止されています。

岡崎市に、これまで以上に魅力ある企業が増え、地域経済の健全な発展の一助となりますよう、本条例の運用について、みなさまの御理解と御協力をお願いします。

岡崎市公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本方針を定め、市及び公契約の相手方となる事業者等の責務を明らかにすることにより、事業者等の安定した経営環境及び公契約の履行に係る業務(以下「公契約業務」という。)に従事する者の適正な労働条件を確保するとともに、市民に提供されるサービスの充実及び品質の確保並びに事業者の社会的責任としての取組を評価することによる社会的な価値の実現を図り、もって市民生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が締結する売買、貸借、請負その他の契約で、市がその目的たる給付に対して対価の支払をすべきものをいう。
- (2) 市長等 市長及び水道事業及び下水道事業管理者をいう。
- (3) 事業者 市と公契約を締結する者をいう。
- (4) 下請負者 市以外の者から公契約業務の一部を受注する者をいう。
- (5) 事業者等 事業者及び下請負者をいう。
- (6) 労働者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)であつて、事業者等に雇用され、公契約業務に従事する者

イ 自らが提供する労務の対価を得るために、事業者等との請負契約により公契約業務に従事する者

(基本方針)

第3条 公契約は、公契約の過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、不正行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られなければならない。

- 2 公契約は、適正な履行が通常見込まれない金額での契約締結を防止するとともに、市民に提供されるサービスの充実及び品質の確保が図られるよう、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の活用により、その事業者の決定等の事務が適切に行われなければならない。
- 3 公契約は、直近の労務単価及び資材の取引価格を反映した積算並びに直近かつ複数の見積徴取を行うことにより、適正な予定価格の設定が行われなければならない。
- 4 公契約は、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素も考慮することにより、環境の保全その他の社会的な価値の実現が図られるよう、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札及び同令第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札が適切に活用されなければならない。
- 5 公契約は、労働者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られなければならない。
- 6 公契約は、地域経済の活性化、育成及び健全な発展のため、競争性に配慮しつつ、市内事業者の受注機会の確保に努められなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本方針にのっとり、公契約に関する必要な取組を推進するものとする。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、公契約の当事者としての社会的な責任を自覚し、法令を遵守するとともに、それを適正に履行しなければならない。

2 事業者等は、第3条に規定する基本方針が実現されるよう、市が実施する公契約に関する取組に協力するとともに、自らその実現に努めなければならない。

3 事業者は、下請負者の選定又は資材の調達に当たっては、市内の者を活用するよう努めるとともに、下請負者と適正な契約を締結し、適切な下請代金の支払、労働環境の整備及び建設工事に係る安全対策の徹底により、公契約業務に係る品質向上に取り組まなければならない。

4 事業者は、下請負者に対してこの条例の趣旨を説明し、理解を得るとともに、法令を遵守させ、誠実に公契約業務を行わせるよう努めなければならない。

(確認措置)

第6条 市長等は、規則又は地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程で定める公契約の事業者等に対し、当該公契約に係る労働者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するために、必要な措置を講ずるものとする。

(協議の場の設置)

第7条 市は、公契約に関する取組を効果的かつ円滑に行うため、必要に応じ、学識経験を有する者、事業者等その他関係団体と協議の場を設けるものとする。

(指定管理者との基本協定の取扱い)

第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者との間で締結する公の施設の管理に関する協定(岡崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年岡崎市条例第18号)第6条に規定する協定をいう。)は、公契約とみなして、この条例の規定を適用する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

労働環境報告書

区分	項 目	回答
労働 条件	賃金、労働時間、その他の労働条件を各労働者に書面で明示していますか。	
	常時使用する労働者が10人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知していますか。 (常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	法定労働時間(1日8時間以内かつ1週40時間以内)を超えて労働時間の延長または休日労働を行わせる場合に、所轄の労働基準監督署長に時間外・休日労働協定(36協定)を届け出ていますか。 (労働時間の延長または休日労働を行わない場合は、「/」を記入してください。)	
	法定の年次有給休暇を付与していますか。(年次有給休暇は、雇入れの日から6か月間継続勤務し、8割以上出勤した労働者に対して10日付与され、その後は継続勤務年数に応じて最大20日まで付与されます。)	
	労働者名簿及び賃金台帳を整備していますか。	
安全 衛生	事業場ごとに安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者を選任していますか。(常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	機械等による負傷や粉じん等に起因する疾病などの労働災害を防止する措置を行っていますか。	
	雇入れ時及び労働者の作業内容を変更したときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っていますか。	
	雇入れ時及びその後1年に1回、定期的に健康診断を行っていますか。	
	1年に1回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査(ストレスチェック)を行っていますか。(常時使用する労働者が50人未満であり、かつ検査を行っていない場合は、「/」を記入してください。)	
賃金	賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日に支払っていますか。(口座振込を含む。)	
	時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令どおり支払っていますか。(時間外又は深夜:2割5分以上、休日:3割5分以上、時間外かつ深夜:5割以上、休日かつ深夜:6割以上)	
	地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。 (対象の労働者のうち、一部の方が最低賃金の減額特例を受けている場合は「○+特例」、全員が特例を受けている場合は「特例」と記入してください。)	
下請 負	本件契約に係る業務に下請負者がある場合、公契約条例の趣旨を説明し、理解を得ていますか。	
	本件契約に係る業務に下請負者がある場合、国土交通省の建設業法令遵守ガイドライン又は公正取引委員会の下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準を理解し、建設業法又は下請代金支払遅延等防止法の規定を遵守していますか。	

「回答」欄には、「○」または「×」、該当しない場合は「/」を記入してください。

(宛先) 岡崎市長

当該業務の労働環境について、上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

契 約 名 _____
 所 在 地 _____
 商号又は名称 _____
 代 表 者 氏 名 _____

担当者連絡先 _____
 (所属名、氏名、電話番号)

年 月 日

労働環境報告書に係る申出書

（宛先）岡崎市長

申出者 住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____

下記契約等に係る労働環境報告書について、疑義があるため申し出ます。

工事・業務等契約名 又は協定名	
受注事業者名	
(勤務先)該当事業者名	
疑義内容	